

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 22 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫班担当）

携帯品検査でポメティア・ピンナタ生果実からミカンコミバエ種群が発見された事例に伴う輸入検疫措置の実施について

今般、携帯品検査において輸入されたインドネシア仕出しポメティア・ピンナタ生果実（ムクロジ科、*Pometia pinnata*）から、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）別表 2 の 2 の項において特にリスクの高い検疫有害動物として寄主植物の輸入を禁止しているミカンコミバエ種群（*Bactrocera dorsalis* species complex）が発見されました。

このため、諸外国に対して SPS 緊急通報により我が国がポメティア・ピンナタ生果実をミカンコミバエ種群の新たな寄主植物として、輸入を停止する旨、令和 7 年 12 月 22 日に通知しました。

つきましては、今後、ポメティア・ピンナタ生果実の輸入検査においては、下記により対応を行うこととしましたので、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。

記

1. 対象植物

ミカンコミバエ種群の発生地域から輸入されるポメティア・ピンナタ生果実

2. 輸入検査

- （1）令和 7 年 12 月 22 日以前に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植物は、規定の検査数量について、綿密検査を実施する。
- （2）令和 7 年 12 月 23 日以降に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植

物について、廃棄を命ずる。

○ SPS 緊急通報 (G/SPS/N/JPN/1379)

<https://eping.wto.org/en/Search?viewData=G%2FSPS%2FN%2FJPN%2F1379&lastAction=forum>